

千葉県森林クラウド利用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、千葉県（以下「県」という。）並びに県内市町村がネットワーク上で森林関連情報を共有すること及び森林資源の適正な利用を推進することを目的として、県が導入した「千葉県森林クラウド」（以下「本システム」という。）の利用について定めるとともに、関係する団体の役割と相互関係を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、本システムを利用する全ての者に対して適用する。

2 本システムを利用できる者は、次のとおりとする。

利用団体	利用者
県	農林水産部森林課林務担当職員
	林業事務所林務担当職員
	農林総合研究センター森林研究所林務担当職員
市町村	林務担当職員

(組織体制)

第3条 本システムの利用のための組織体制は、次のとおりとする。

- (1) システム管理責任者
農林水産部森林課長とする。
- (2) システム管理担当者
システム管理責任者が指名した職員とする。
- (3) 端末管理責任者
利用団体における所属長とする。
- (4) 所属運用担当者
端末管理責任者が指名した職員とする。

(システム管理責任者の職務)

第4条 システム管理責任者は、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムの適正かつ円滑な運用管理を行うこと。
- (2) 本システムの情報を適切に管理すること。
- (3) 本システムの利用者を管理すること。

(システム管理担当者の職務)

第5条 システム管理担当者は、システム管理責任者を補佐するほか、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムに関する開発、運用、保守作業に関すること。
- (2) 本システムのユーザID及び仮パスワードの指定、管理に関すること。
- (3) 本システムに関する機器及びソフトウェアの管理に関すること。
- (4) 本システムのサーバ操作に関すること。

- (5) 利用者に必要な情報を提供すること。
- (6) 本システムの障害管理に関すること。

(端末管理責任者の職務)

第6条 端末管理責任者はこの要領に従い本システムの利用を管理するものとする。

(所属運用担当者の職務)

第7条 所属運用担当者は、端末管理責任者を補佐するほか、第5条に定めるシステム管理担当者の職務に準ずる業務を実行する。

(利用団体の費用負担)

第8条 利用団体は、本システムの利用及び管理に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。

(利用者の責務)

第9条 本システムの利用者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 本システムを森林・林業業務の遂行のために使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、本システムの利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱わなければならない。
- (3) ID及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理し、パスワードについては次のような措置をとること。
 - ア 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。
 - イ 他人に教えないよう徹底すること。
 - ウ 書き留めておかないよう徹底すること。
- (4) 離席する場合は、本システムの利用を終了すること。
- (5) 本システムのデータの改ざん及び運用環境の改変をしないこと。

(利用者管理)

第10条 本システムの利用者は、IDとパスワードによる認証により、本システムへログインしなければならない。

2 利用者権限は次のとおりとする。

(1) 管理権限

ログ管理、年次更新、データベースマスタ管理等システムの管理に必要な機能を利用できる権限で、システム管理担当者に付す。

(2) 編集権限

データの修正、更新、閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、端末管理責任者が適当と認めた利用者に付す。

(3) 閲覧権限

データの閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、管理権限、編集権限を持たない利用者に付す。

- 3 端末管理責任者は、所属の利用者の職氏名をシステム管理責任者へ書面（別記様式1）をもって報告し、併せて新規利用者のIDと仮パスワードの発行を申請するものとする。毎年度始め及び年度途中で利用者の変更があった場合も同様とする。なお、毎年度始めに利用者の変更がない場合には、システム管理責任者へ書面（別記様式2）をもってその旨を報告するものとする。
- 4 システム管理責任者は、第3項の申請により利用団体の転入者のIDと仮パスワードを発行し、併せて利用団体の転出者のIDの停止を行い、書面（別紙様式3）をもって通知するものとする。また、システム管理責任者は、IDと仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。
- 5 本システムの利用者は、仮パスワードの受領後速やかに任意のパスワードに変更することとする。
- 6 本システムの利用者は、パスワードを忘失した場合、端末管理責任者に報告するものとする。この場合において、端末管理責任者は、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 7 本システムの利用者は、パスワードを他人に知られる等の事故があったときは、直ちに端末管理責任者及びシステム管理責任者に報告し、システム管理責任者は当該利用者のIDを無効とするものとする。この場合において、端末管理責任者は事故の原因を究明し再発防止策を講じた上で、書面をもってシステム管理責任者に報告するものとする。

（セキュリティ対策）

第11条 システム管理責任者及び端末管理責任者は、次のセキュリティ対策を講じなければならない。

(1) 人的セキュリティ

- ア ユーザごとにIDと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行う。
- イ システム利用者に対して適切な支援を行い、マニュアル等の整備や必要に応じて研修会を開催する。

(2) 物理的セキュリティ

システムを利用するパソコン周辺の整理整頓に心がけ、すべての機器の正常な運用を図る。

(3) 技術的セキュリティ

- ア 所属の利用者がシステムに障害を発見した場合、障害発生報告書（別記様式5）により、速やかにシステム管理責任者へ報告させるものとする。
- イ システム管理責任者は、障害発生 of 報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うとともに、障害管理整理簿（別記様式6）により障害内容や復旧方法等を記録する。
- ウ システム管理責任者は、本システムの運用に際して、障害復旧の参考とするため、障害管理整理簿を最低3年間保存する。

(4) コンピュータウイルス対策

システム利用者は、本システムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。

(データの取扱い)

第 12 条 本システムを使用していく上で収集、利用する個人情報については、管理責任主体を定め適切に管理することとする。また、個人情報及びアクセスログ情報等については、各利用団体が管理責任を負う。

- 2 利用団体は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとし、保有する必要のなくなった個人情報は確実に廃棄されるよう必要な措置を講じること。
- 3 本システムに搭載されている各種データについては、森林・林業業務以外の目的で利用又は提供しないこと。
- 4 本システムに搭載されている各利用団体に帰属する情報について、県に帰属し県が運用を定めるものについてはその規定に従うものとし、市町村に帰属し市町村が運用を定めるものについてはその規定に従うものとする。
- 5 個人情報を含むデータを本システムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 6 個人情報を含むデータを本システムから外部の記録媒体（CD-R 等）やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的に破壊するか、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 7 電子地形図を背景図とした地図等を印刷する場合は、次の文章を明示しなければならない。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を使用した。（承認番号 平 30 情使、第 1022 号）」

(システムの運用・保守)

第 13 条 システム管理担当者は、本システムのサーバ機器について重要な変更を行う場合、変更が生じた理由、具体的な変更内容、変更が及ぼす影響等を文書として取りまとめの上、事前にシステム管理責任者の了承を得ること。

- 2 システム管理担当者は、データの管理又はシステムの運用体制等に変更があった場合は、速やかに関係資料の内容を修正するとともに、関係者に周知すること。
- 3 システム管理担当者は、本システムの保守作業を委託する場合、受注者から作業日時、作業内容等を記載した年間計画表を年度当初に提出させることとし、運用保守業務の仕様書に基づき、各種報告書等についても提出させること。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、システムの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 4 日から施行する。

様式 1

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者報告及び I D 発行申請書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇 (団体名・所属名) 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第 1 0 条第 3 項の規定により、下記のとおり利用者を報告し、併せて I D 及び仮パスワードの発行を申請します。

記

(転出)

職氏名	I D

(転入)

所属運用担当者 (編集権限)	職氏名	
	連絡先	電話
		E-Mail

職氏名	権限 (○を付ける)
	編集・閲覧
	編集・閲覧
	編集・閲覧

(適宜行を追加または削除する)

様式 2

第 号
年 月 日

千葉県森林クラウド利用者報告書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇（団体名・所属名） 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第 10 条第 3 項の規定により、〇〇年度の利用者に変更がないことを報告します。

様式 3

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者 I D 発行通知書

〇〇〇 端末管理責任者
職・氏 名 様

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長

千葉県森林クラウド利用要領第 1 0 条第 4 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

氏名	権限	I D	仮パスワード

※ I D 取得後、速やかにパスワードを変更すること。

様式 4

第 号
年 月 日

千葉県森林クラウド利用者仮パスワード再発行申請書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇（団体名・所属名） 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第 10 条第 6 項の規定により、下記のとおり仮パスワードの再発行を申請します。

記

団 体 名		
所 属 名		
利用者	職氏名	
	連絡先	電話
		FAX
E-Mail		

様式 5 (第 11 条関係)

障害発生報告書

1 連絡先

事務所名	
課・班名	
氏 名	

2 障害内容

障害発生日時	平成 年 月 日 時 分
障害発生時処理内容	
障害内容	
画面のメッセージ	
※障害発生時の画面をコピーして、貼り付けてください。	
障害発生原因	

